

いた。今回の修正により、行政説明というより、実践的な話や映像等をもってすることで相談支援専門員を理解できるようになってくる。そして、この第1・2日目は、サービス管理責任者研修の受講者がいることを考えると、相談支援専門員とサービス管理責任者との関係についても、「相談支援事業と相談支援専門員」の講義で触れることができる。

第3日目から第5日目は現在の研修カリキュラムで十分に研修目的を達成できると思われる。

E. 結論

都道府県の地域生活支援事業の必須事業である「相談支援従事者初任者研修」の研修カリキュラムについて、昨年度の研修カリキュラムの内容を再検討した。都道府県が実施した相談支援従事者初任者研修に関するアンケート調査の結果を踏まえ、学識経験者を集めて討論し、相談支援従事者初任者研修の実施要綱への提言を行なった。

その提言は、現在の実施要綱における第1日目と第2日目の研修内容を改正するものである。

1 第1日目の研修科目とその内容及び時間配分

⑤ 障害者の地域生活支援(1.5時間)

障害者の地域生活支援における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を具体的に理解し、障害者の地域生活支援の実態を知る。

⑥ 障害者のケアマネジメント(概論)(2時間)

障害者の地域生活を支援するためのケアマネジメントの重要性を認識し、ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方などを学ぶ。

⑦ 自立支援と権利擁護(1.5時間)

障害者の自立を支援するためには、障害者の権利擁護に念頭にいれ、ケアマネジメントのすべてのプロセスに権利擁護の考え方が流れていることを学ぶ。

2 第2日目の研修科目とその内容及び時間

配分

⑧ 障害者自立支援法の概要(1時間)

障害者自立支援法の趣旨、目的、サービス内容の基本的な理解を深める。

⑨ 支給決定プロセス(1時間)

障害者自立支援法における障害福祉サービスの利用の支給決定プロセスを理解する。

⑩ 障害程度区分(1時間)

障害程度区分の基本的な仕組みと障害程度区分の認定を理解する。

⑪ 相談支援事業と相談支援専門員(3.5時間)

相談支援におけるチームアプローチ、プロセス、社会資源の活用、相談支援専門員の地域づくり、相談支援専門員の倫理と基本姿勢を学ぶ。

F. 研究発表

1. 論文発表

坂本洋一;「障害者のケアマネジメント・プロセス(8)～障害程度区分の認定後から支給決定まで～」月刊ケアマネジメント、Vol.17, No.8 P.42-P.45
2006年

坂本洋一;「障害者のケアマネジメント・プロセス(9)～支給決定後の相談支援～」月刊ケアマネジメント、Vol.17, No.9P.50-P.53, 2006年

2. 学会発表

(1)坂本洋一;「障害者自立支援法の概要」、第4回生活支援工学系学会連合大会、ライフサポート学会・日本生活支援工学会主催、東京理科大学野田キャンパス、2006年9月11日(月)～13日(水)

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

資料 1

相談支援従事者（初任・現任）研修に関する アンケート調査票

1. 相談支援従事者研修は、終了しましたか？下記の項目からお選びください。

<相談支援従事者研修（初任）>

- ① はい ② いいえ

*②と回答した場合、これ以降の質問は、予定としてご記入ください。

<相談支援従事者研修（現任）>

- ① はい ② いいえ

*②と回答した場合、これ以降の質問は、予定としてご記入ください。

2. 研修の時期はいつ頃ですか？なお、研修を分けて実施しているときは、それぞれの期日をご記入ください。また、県全体で複数回開催している場合、第1・2・3・4別にご記入してください。

<相談支援従事者研修（初任）>

○ 第1

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

○ 第2

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

○ 第3

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

○ 第4

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

<相談支援従事者研修（現任）>

○ 第1

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

○ 第2

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

()年()月 日～()月 日

3. 研修の企画立案を実際に行っているのはどこですか？下記の項目からお選びください。関係機関等の代表者を招集して委員会などを開催している場合複数の機関と思われませんが、重複回答でも構いません。なお、()内にその機関名をご記入ください。
- ① 主管部署 ()
 ② 初任者研修委託先 ()
 現任研修委託先 ()
 ③ その他 ()
4. 研修の運営を行っているのはどこですか？下記の項目からお選びください。
- ① 主管部署 ② 委託先 ③ その他 ()
5. 研修の受講生は、新規の障害者相談支援従事者、以前の障害者ケアマネジメント従事者研修の修了した者、サービス管理責任者研修の受講生に分類されると思いますが、それぞれの受講生の人数を教えてください。複数回開催している場合、合計人数をご記入ください。
- ① 新規の障害者相談支援従事者 ()名
 ② 以前の障害者ケアマネジメント従事者研修を修了した者 ()名
 ③ サービス管理責任者研修の受講生 ()名
 ④ 現任研修参加者 ()名
6. 研修は、3障害合同で実施していますか？下記の項目からお選びください。
- ① 講義・演習とも合同で実施している。
 ③ 講義は合同で実施し、演習は障害種別で実施している。
 ④ 講義・演習とも障害種別に実施している。
 ⑤ その他 ()
7. 国の通知に基づき、実施していることと思いますが、具体的な研修プログラムについて教えてください。これから実施しようとしている場合、予定でも構いません。下表の科目名は参考例です。講義の主旨は変わらないが少し科目名を変更している場合、()内に変更科目名をご記入ください。時間配分は、分単位でご記入ください。また、新たな科目名があれば、()内に科目名と時間配分をご記入ください。なお、研修プログラムを添付しても結構です。

<相談支援従事者研修（初任者）>

科 目 名	時間配分
障害者自立支援法の概要 ()	
相談支援事業と相談支援の位置づけ ()	
相談支援とケアマネジメント ()	
障害程度区分の基礎知識 ()	
障害者の地域生活支援 ()	
ケアマネジメント基礎理論 ()	
ケアマネジメントの基本 ()	
ケアマネジメント過程における基本姿勢 ()	
利用者の権利擁護 ()	
相談支援の流れ（プロセス）について ()	
実習ガイダンス ()	
サービス利用計画作成演習 ()	
演習のまとめ ()	

地域自立支援協議会の役割 ()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	

<相談支援従事者研修現任>

科 目 名	時間配分
障害者福祉の動向 ()	
都道府県地域生活支援事業について ()	
地域自立支援協議会について ()	
障害者ケアマネジメント実践演習 ()	
スーパーバイズ ()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	
()	

8. 研修全体について、以下の項目について該当するところに○印をつけてください。
特に、受講者のアンケート等から感じたことがありましたら、()内にご意見をご記入ください。

(1) 研修全体の運営について

- ① 満足のいくものであった ② ふつう ③ 満足のいくものではなかった
④ よくわからない

()

(2) 講義について

- ① 満足のいくものであった ② ふつう ③ 満足のいくものではなかった
④ よくわからない

()

(3) 演習について

- ① 満足 of いくものであった ② ふつう ③ 満足 of いくものではなかつた
④ よくわからない
()

(4) 事例の提出について

- ① 満足 of いくものであった ② ふつう ③ 満足 of いくものではなかつた
④ よくわからない
()

(5) 講師の選定について

- ① 満足 of いくものであった ② ふつう ③ 満足 of いくものではなかつた
④ よくわからない
()

9. 障害者相談支援従事者初任者研修テキストの利用状況について、該当するものに○印をお付けください。

- ① テキストの購入を必須とした ② 希望者のみ購入した
③ 全く利用しなかつた ④ その他 ()

10. 講義にあたって、講師は障害者相談支援従事者初任者研修テキストをどのように活用してましたか。該当する項目に○印を付けてください。

- ① ほとんどの講師がテキストにそつて講義した
② 一部の講師がテキストにそつて講義した
③ ほとんどの講師がテキストを活用しなかつた
④ その他 ()

11. 厚生労働省が示した「相談支援の手引き」について、該当する項目に○印を付けてください。

- ① 「相談支援の手引き」を受講者に配付した
② 「相談支援の手引き」について紹介した。
③ 「相談支援の手引き」について全く紹介しなかつた。

12. 研修にあつて、参加費はどのようにされました。該当する項目に○印を付けてください。

- ① 参加費を徴収した。(1日 円、全日程通して 円)
② 参加費は徴収しなかつた。

13. その他、研修について、良かった点や今後の課題、国に対する要望などがありましたら、記述してください。

ご協力ありがとうございました！

資料2 アンケート調査結果

図2-1 相談支援従事者初任者研修の開催回数

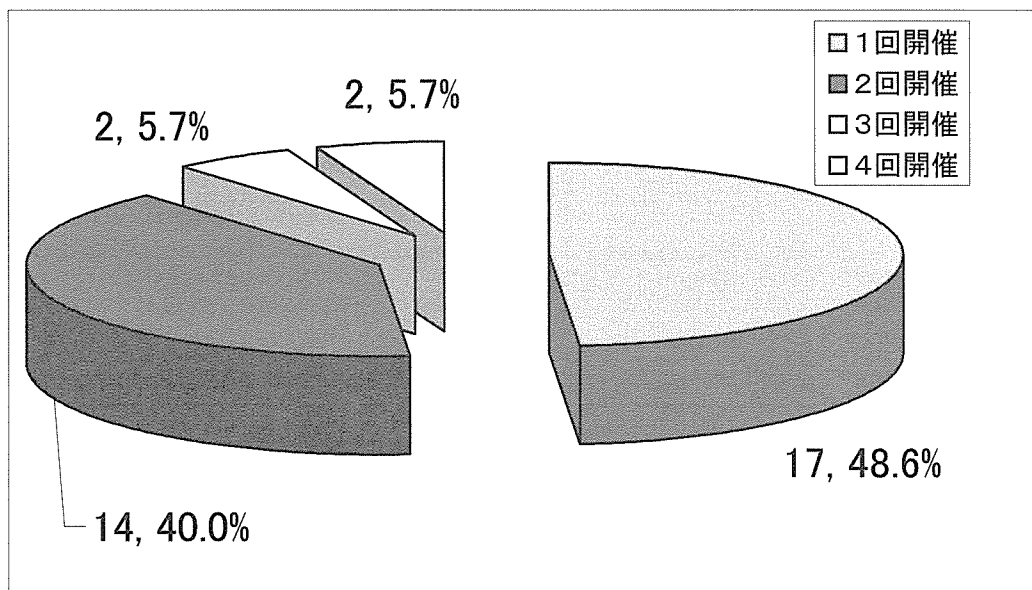


図2-2 相談支援従事者現任研修の開催状況

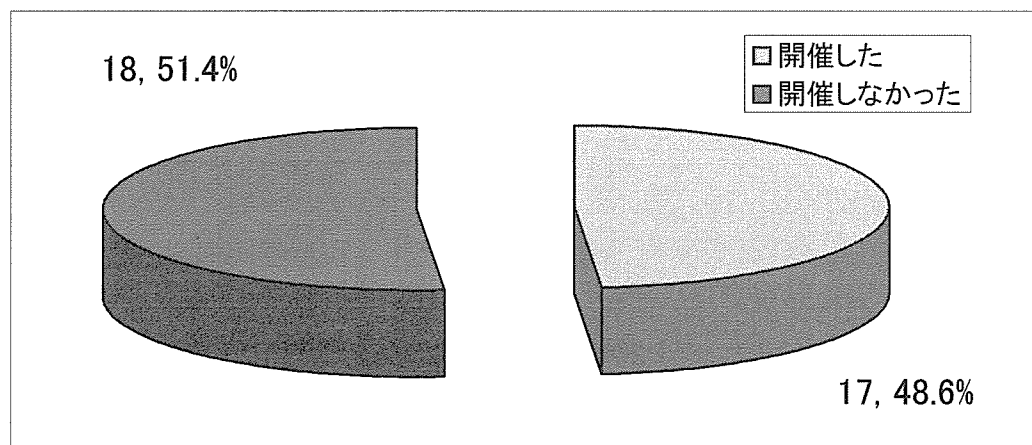


図2-3 相談支援従事者研修の運営主体

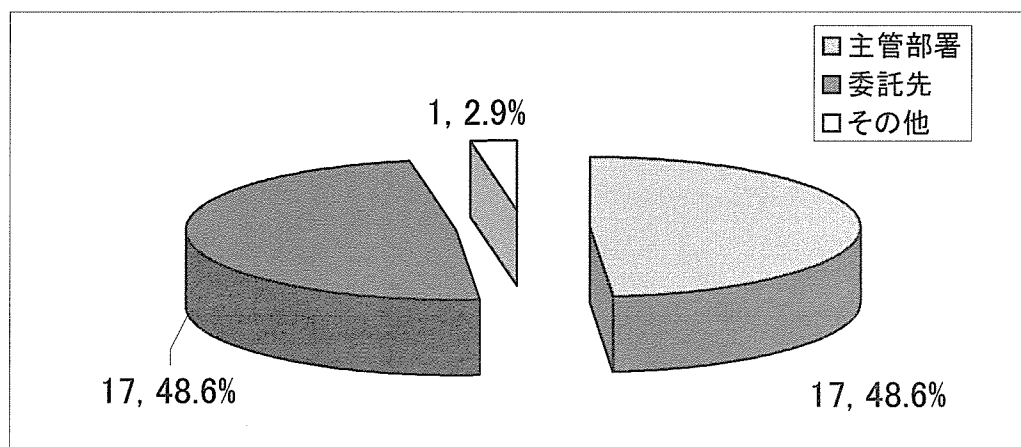


図 2 - 4 新規受講者数の状況

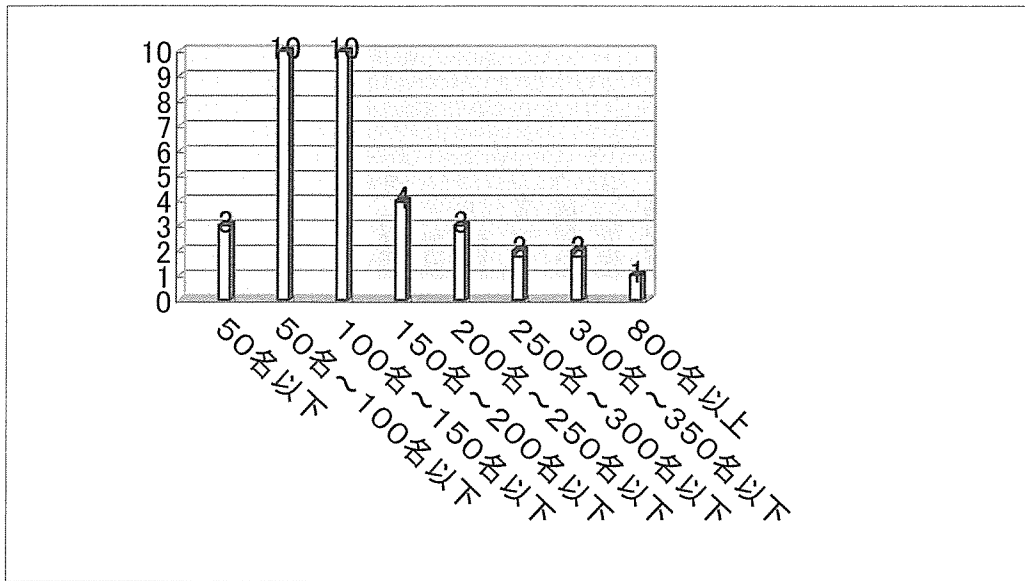


図 2 - 5 以前の研修受講者数の状況

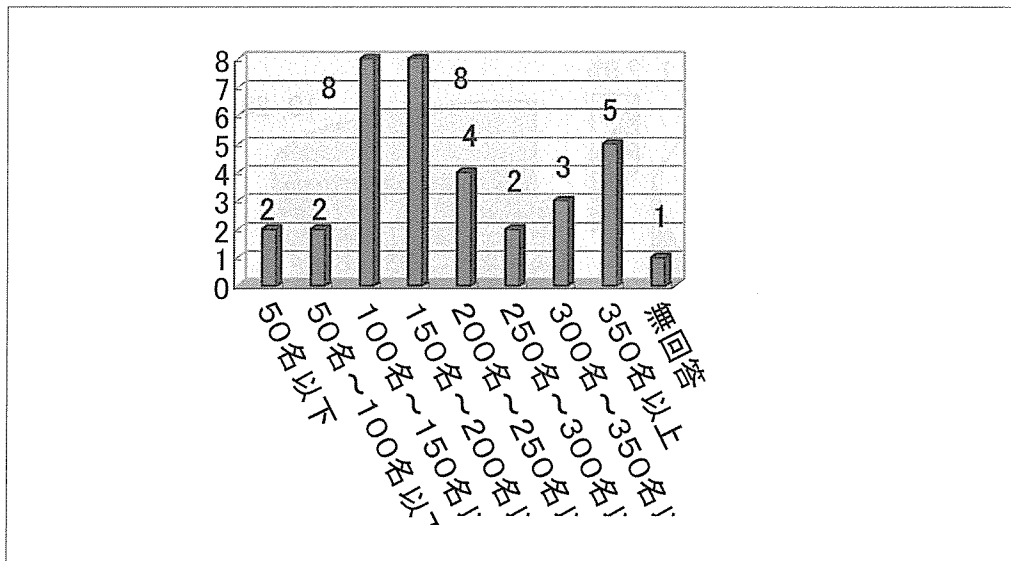


図 2 - 6 サービス管理責任者受講者数の状況

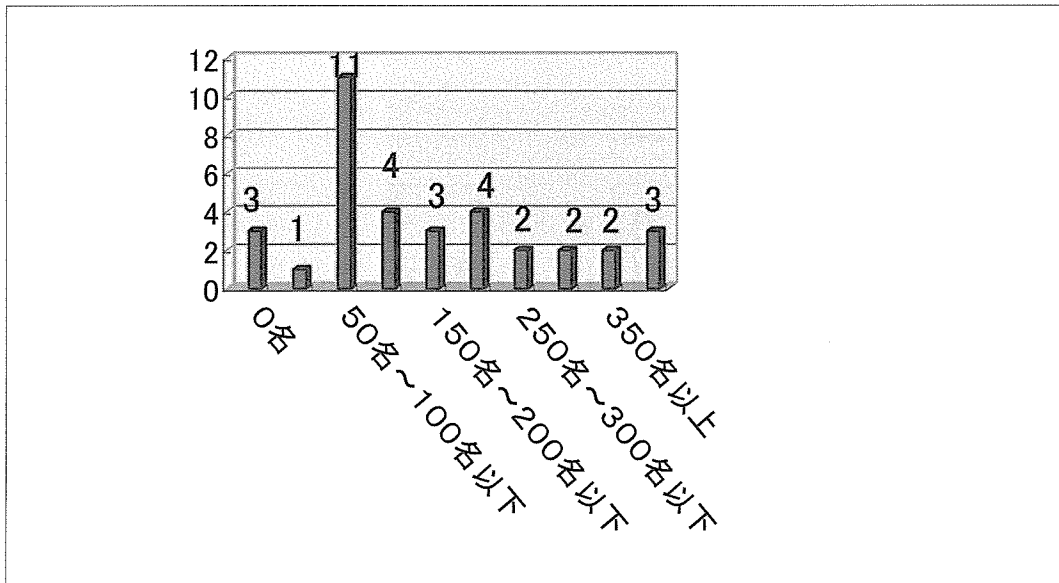


図2-7 初任者研修の研修総時間

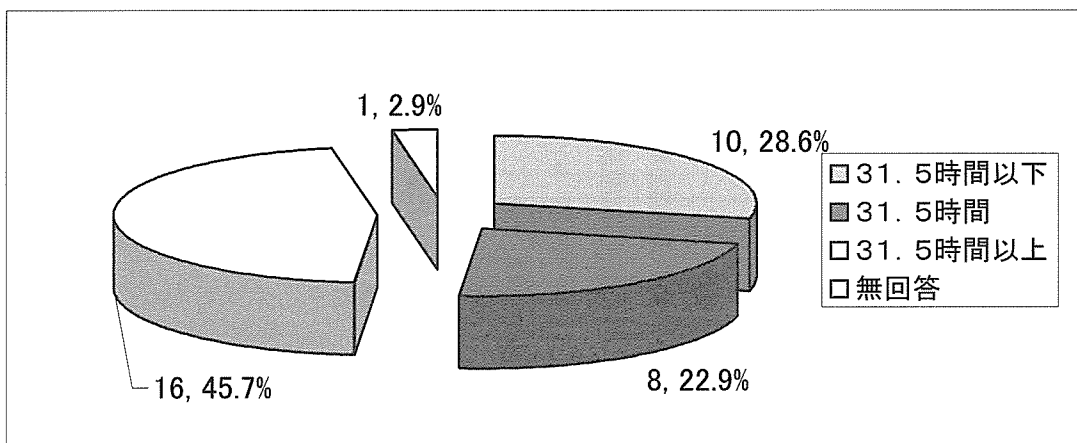


図 2 - 8 現任研修の研修総時間

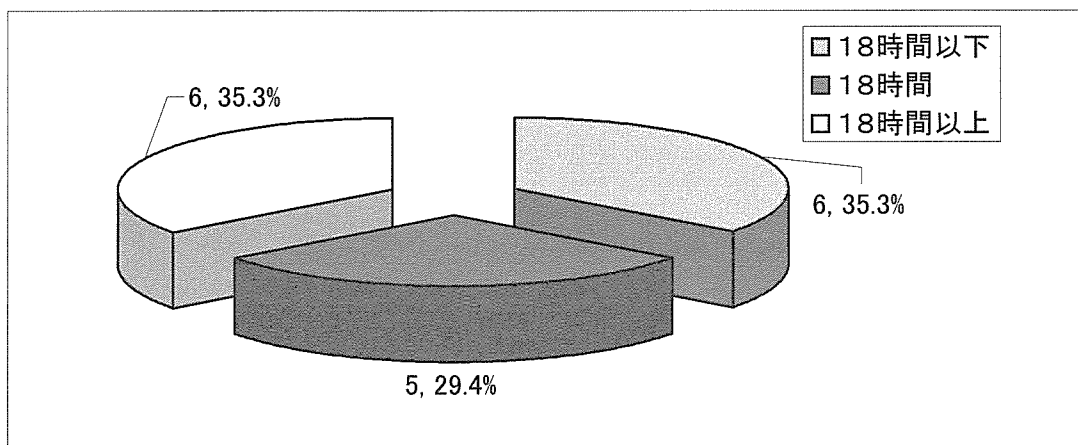


図 2 - 9 研修全体の運営に対する満足度

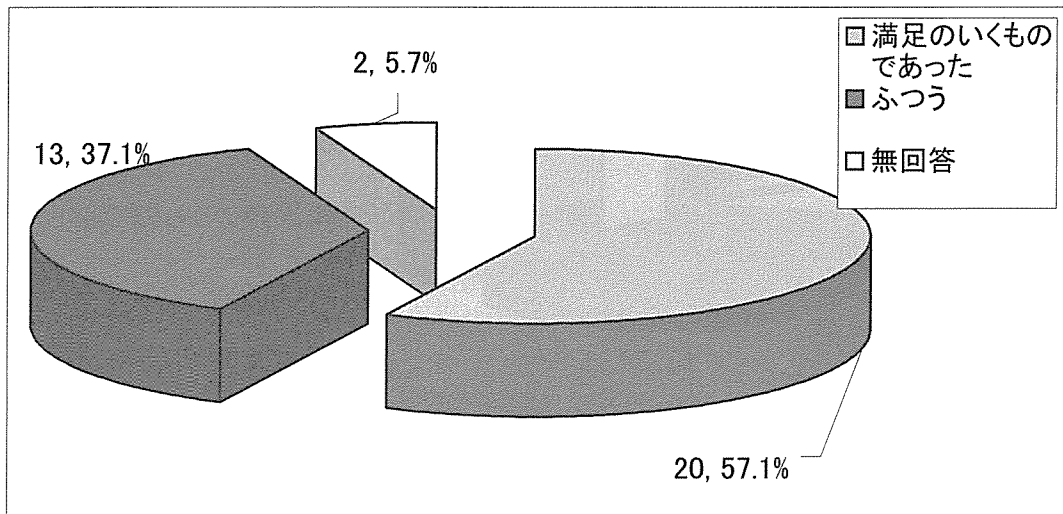


図 2 - 10 講義に対する満足度

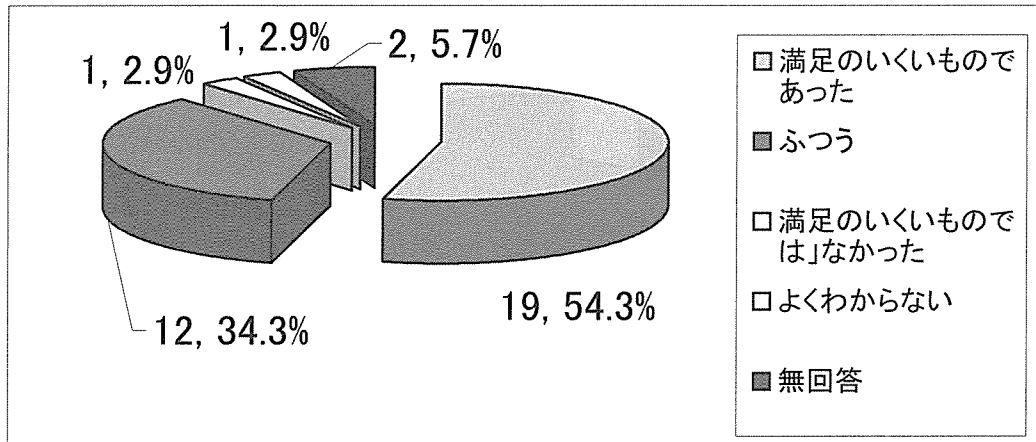


図 2 - 11 演習に対する満足度

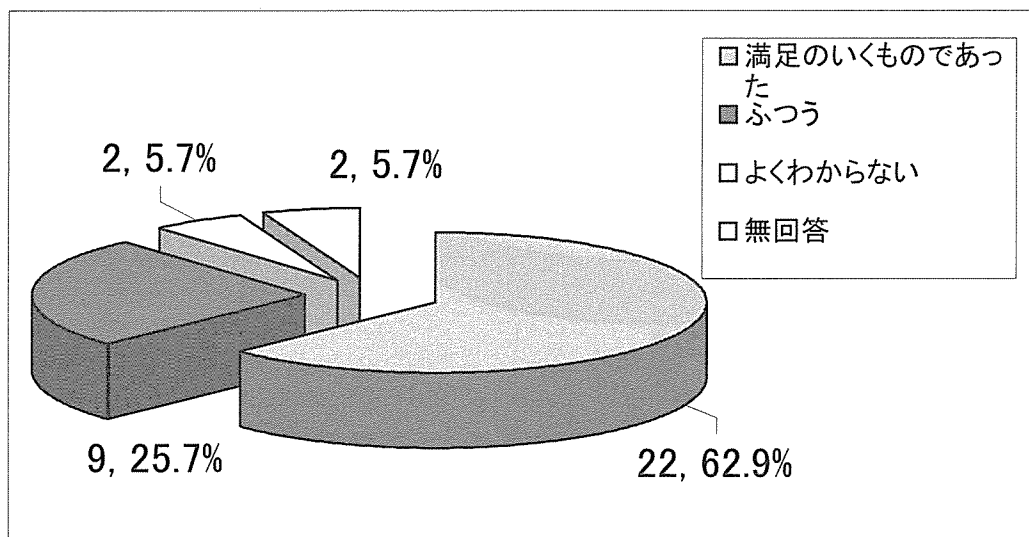


図 2 - 1 2 事例の提出に対する満足度

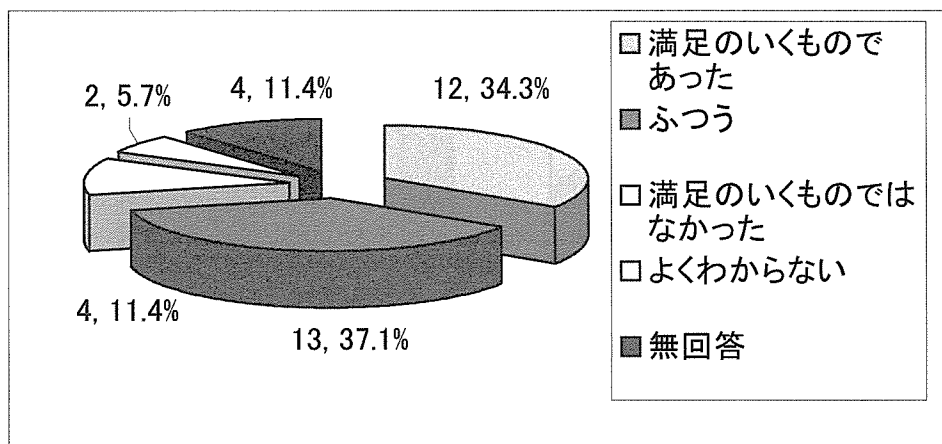


図 2 - 13 講師の選定に対する満足度

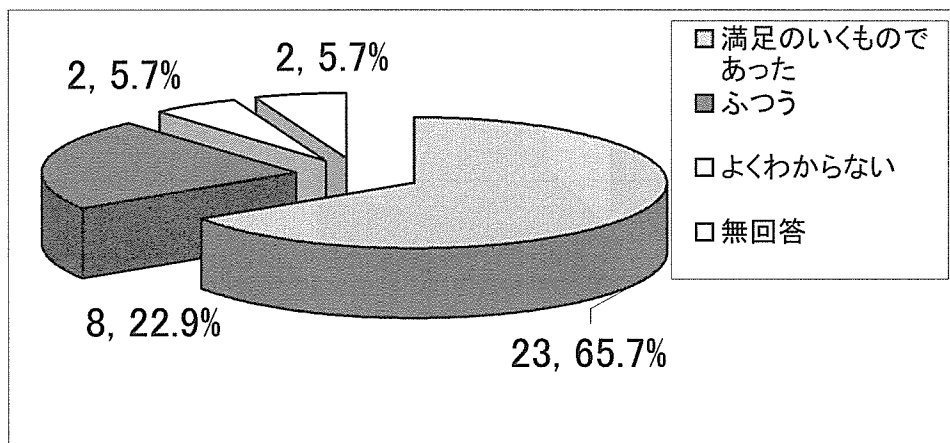


図 2 - 1 4 研修テキストの利用状況

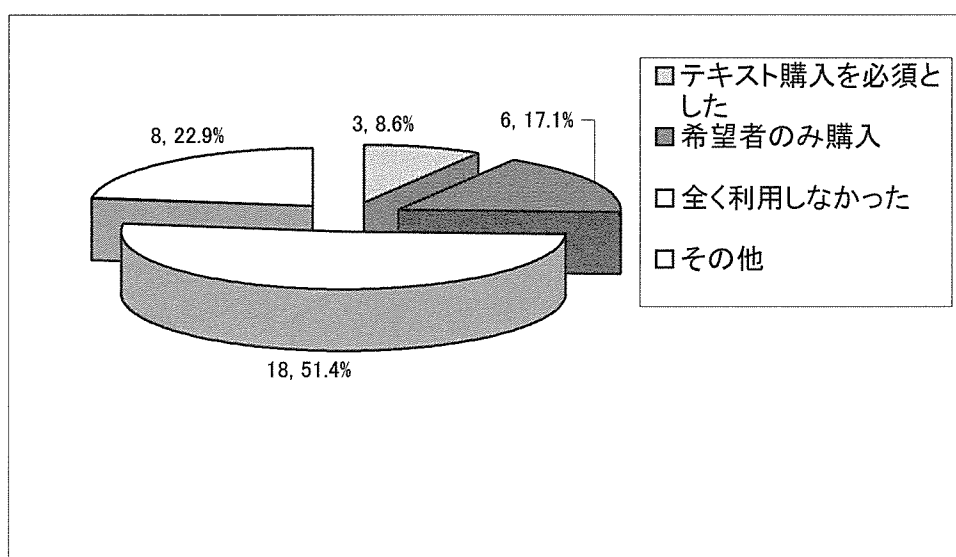


図 2 - 1 5 テキスト活用状況

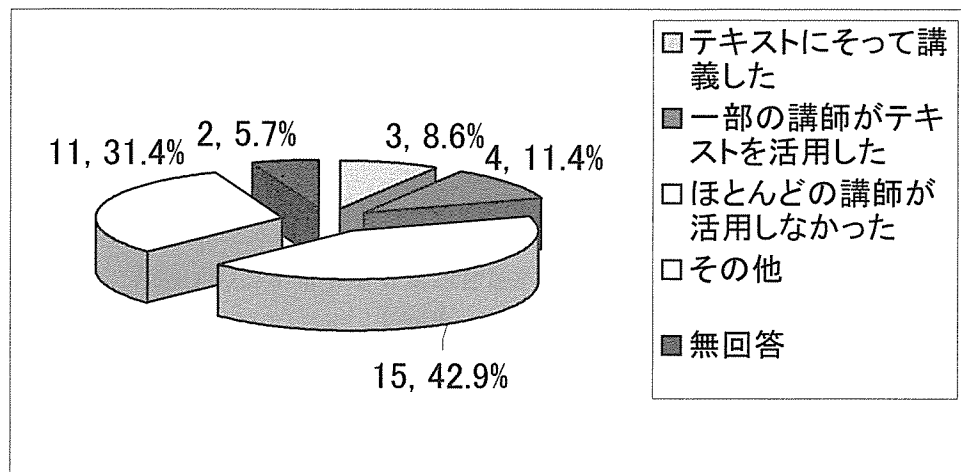


図 2 - 1 6 相談支援の手引きの利用状況

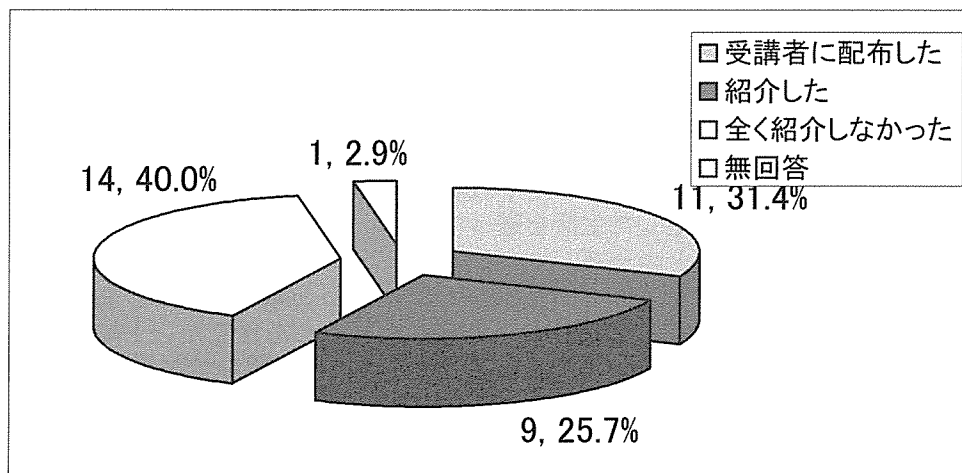
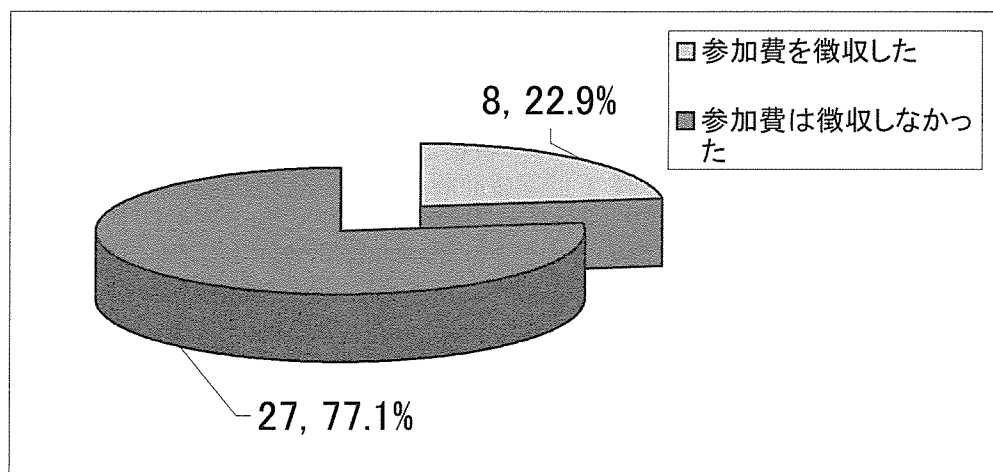


図 2 - 1 7 参加費の徴収状況



資料 3

事例 1 「家族全員が障害のある家庭に対する支援；
地域福祉権利擁護事業利用による生活安定の取り組み」

1、障害者の基礎的事項（平成 19 年 2 月現在）

本人 女性 58 歳 知的障害 療育手帳 A 2

<家族>

夫 療育手帳 B 1 脳内出血により 1 年前 62 歳で他界

長男 30 歳 知的障害 B 2 (別居)

次男 28 歳 知的障害 B 2 (同居)

三男 27 歳 知的障害 A 2 身障右片麻痺 5 級 (同居)

<生活歴>

同郷の夫と結婚し子ども 3 人を儲けたが、夫が S 63 年 1 回目の脳内出血で倒れて以後働けず、夫の障害年金と本人の障害基礎年金で生活していた。以前から本人、夫とも利用されたり騙されることがあり、他人の借金を背負うことが途切れず、返済できずに差し押さえられた経験もある。また、家賃や水光熱費を滞納し電気やガスを止められることもしばしばあった。遠方にいる夫の兄弟が見かねて借金の肩代わりをすることもあったが、度重なるため通帳管理を夫の実弟がするようになり送金を受けて生活していた。それでも他人から利用される状況がみられ、食事が満足にできない生活の中で当センターに相談があった。その後、夫は 2 度目の脳内出血で入院し 6 年間の闘病の後他界したが、生前から権利擁護事業の金銭管理サービスを夫婦共に契約していたため、病院への支払いや手続き、生活費の確保が確実にされた。現在、関係者の支援を受けながら安定した生活を送っている。

2、障害者及び家族の要望とニーズ

本人、家族はお金に不安のない生活がしたいという願いがあり、生活費の組み立てや金銭管理の方法を知って経済的に安定した暮らしを送りたいというニーズがある。また、将来に渡って安心して家族と生活できることが望みである

3、援助の内容と経過

H10 年 2 月 ・三男が通っている養護学校の担任を通して進路についての相談が当センターにある。

・家庭訪問で借財の問題があることがわかり、経済基盤の建て直しが優先課題であることが判明する。

・知人に利用されて作った借財について弁護士に相談し対応の助言を受ける。

H10 年 3 月 ・関係者（夫の兄弟、行政担当者、家庭相談員、民生委員、長男、次男が通っている知的障害者通所施設の職員、当支援センター）の協議を開催。家族全体の現状と課題を共有する。

以後 支援センターが週 1 回家庭訪問して、弁護士や金銭管理を引き受けている夫の実弟と連絡をとりながら生活の立て直しに取り組む。

H11 年 9 月 家事の援助を目的としたホームヘルプサービスを導入。

H12 年 3 月 ・借財の整理に目途がついたため、改めて生活費の組み立てについて話し合う。K 市社会福祉協議会の権利擁護モデル事業の対象者として金銭管理を委ねることになり、実弟を含めた関係者協議を開催する。

・本人、夫とも権利擁護モデル事業の金銭管理サービスを利用することになる。

H12 年 6 月 三男の障害基礎年金受給に伴い三男も権利擁護モデル事業の利用者と

なる。

以後、月三回の権利擁護センター生活支援員の訪問が継続される。

H12年12月 夫が脳内出血で入院。緊急手術を受ける。以後、入院先を変えながら闘病生活を送る。

H16年6月 本人が乳がんの手術を受ける。経過は良好。

H18年2月 夫が他界。

＊現在も地域福祉権利擁護事業の利用を継続しながら、当センターが適宜、訪問をしていきながら生活状況の把握、金銭の使途状況の確認や必要な手続きの援助、関係機関との連絡調整をおこなっている。

4、評価と事例からの教訓

世帯全員に障害があり、キーパーソン不在の家族である。他人から騙されたり利用されたりすることが頻繁にあったが、関係者の支援体制が生まれ金銭管理が地域福祉権利擁護事業に委ねられることで、利用しようとする人間が徐々に遠のいていった。また、計画的な生活費の使い方ができるようになり、貯蓄も確実に増えている。今後は生活を豊かにする質の面での援助も必要である。

兄弟、親族に疎まれていた家族だが生活の立て直しに取り組む支援者の様子をみて親族も徐々に協力の依頼に応じてくれるようになった。親族を含めた支援体制を、意識的に作る大切さを痛感した。

5、権利擁護等に関する特筆すべき事項

適切な判断ができずに金銭管理が難しい知的障害がある家族や単身生活者には、金銭管理サービスや財産保全サービスは安定した生活を送る上で有効性の高い事業であるが、利用時間帯の制限が対象者の利用を妨げている場合があり改善を望むところである。

資料 4

事例 2 「成年後見センターの援助・助言が有効利用の取り組み」

1、障害者の基礎的事項

(1) 氏名等

T・H 男性 35才

生年月日 S46, 12, 29 (35才)

(2) 障害状況

自閉症 (未診断)、療育手帳 B 2

(3) 家族状況

父 (80才)、母 (71才) の三人家族だが、母親は認知症の進行で3年前から特別養護老人ホームに入所中のため父親との二人暮らしをしている。

本人は、現在週3回小規模作業所に通い、父親は介護保険によるホームヘルプサービスを毎日、利用している。近隣に母方の兄弟はいるものの、長期に渡り行き来は全くない状態が続いている。また、父方の兄弟は関東に兄がいるのみで最近では電話連絡もとっていないとのことである。この2～3年に父親の身体的な衰え、ものわすれも急激に進み、話しの通りも悪くなってきている。そのため、居室の整理をケアマネジャーやヘルパー等から様々な場面で働き掛けるが、父親はなかなか納得せず、必要な書類等もどこにあるのか分からなくなることも多々ある。母親は病状が進み、会話のできる状態ではない。

(4) 生活歴

S62、3 市立中学校卒業

H2、3 県外の私立高校卒業

H2、4 県外のコンピュータビジネス専門学校 (情報システム科) 入学

H4、2 中退

H4、3 市内のコンピュータ学院 (ワープロ科) 入学

H5、9 コンピュータ学院 (ワープロ科) 卒業

H8、11 A県障害者職業センターB支所に相談するが、就職活動は続かず、以後在宅にて生活。

2、障害者及び家族の要望とニーズ

○将来、仕事をしたい。

○住み慣れた家で、父親と二人で生活を続けたい。

○父親や母親のことも含めて、将来が心配である。

3、援助の内容と経過

H15、3 父親のケアマネジャーと父親とで支援センター来所。

(家族状況、就労等の相談)

H15、6 父親手術 (前立腺ガン) ために、泌尿器科入院。病院にて、時々本人の様子を見に自宅に行って貰えないかの依頼が父親からある。

H15、7 父親退院

本人との関係作りから始める必要性が感じられたため、訪問などを適時行ったり、必要に応じて来所してもらうような関わりを行った。

この中で、療育手帳の申請などの話しも出るが、父親自身が本人の障害受容に抵抗がある。父親、本人共に就労希望が強く、当面就労への取り組み

- を進めていくこととする。
- H16、7 A県障害者職業センターB支所にて、職能評価を受ける。
- H16、8 職業センターにて、職能評価結果（本人、父親、支援センター）をもとにした協議をする。評価に対しては、知的障害との指摘に対して親子共、受け入れたくない様子ではあったが、合わせて提示をした療育手帳の申請については一応承諾をする。
- H16、9 区役所にて療育手帳申請手続き同行（本人、支援センター）
- H16、12 これまでショートステイを利用しながら在宅を継続していた母親が、特別養護老人ホームに入所となる。
療育手帳取得、この頃から父親との来所が見られなくなる。
- H17、1 療育手帳の使い方が分からないという本人からの電話があり、家族状況の把握も含めて訪問して対応する。
- H17、2 更生相談所において障害基礎年金申請のための診断を受け、その後年金申請援助を進める。
- H17、4 作業所についての情報を親子に提示し、利用する方向で進める。本人は通いたいという気持ちを表すが、父親は「早く仕事に就いて、この家を守って貰わないといけない」「普通高校まで行って成績も良かった。」「ただ、コミュニケーションが上手くできないから面接に落とされるし、誤解を受けるのだ。馬鹿じゃない」と繰り返され、当初はかなり強く反対をされていた。当センター職員から、作業所に通う目的、本人の希望などを伝えながら説得し、通所の承諾を得る。
- H17、5 作業所を利用開始（週2回 火、木）
- H17、7 障害基礎年金2級支給決定通知
父親との関係も徐々にではあるが関係性も高まり、親族の状況や家族の生活状況の聞き取りが進む。その中で、過去2回ほど屋根の修理（1回目500万円、2回目150万円）が入っていることが分かり、父親も騙されたと受け止めていた。
- H17、12 父親と本人の関係者で、成年後見制度申し立ての働きかけを父親、本人に始めるが、当初、父親の承諾を得ることは難しかった。
- H18、4 新設された成年後見センターへ相談し、今後の対応を検討する。
- H18、5 父親の体調が急に悪くなり、入院となる。
成年後見センター職員と父親の面談を設定する。
父親が、息子への成年後見制度導入を承諾する。
- H18、11 成年後見センターの支援を得ながら、父親の申し立て、保佐人を成年後見センターということで審判に到る。

4、評価と事例からの教訓

父親の息子の障害に対する認識が薄い中、関係者の協力を得ながら関わることで、父親との関係を深めることができた。当初は関係者からの説明も入りづらく、時間がかかりながらも、関係者が一致した考えで成年後見制度の要否を判断し、働きかけを進めたことで父親の了承が得られて、速やかに制度導入に到ることができた。

5、権利擁護等に関する特筆すべき事項

父親、母親の死亡時に備えて、父親の遺言作成、本人の生活に伴う金銭管理のための権利擁護事業などの他の制度等も含めた利用援助が、今後もこの家族には必要と考えられ、単に制度導入だけでなく、関係機関の一致した関わりが重要であると同時に、何より、その後の援助、助言を受けることができる窓口としての成年後見センターの存在は大きい。

資料 5

事例 3 「消費者金融のトラブルに対する成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用」

1、障害者の基礎的事項

(1) 氏名等

S・O 男性

生年月日 S 2 5, 7, 4 (5 6 才)

(2) 障害状況

脳性マヒによる両下肢強直性マヒ 身体障害者手帳 2 級

知的障害 療育手帳 A 3

(3) 家族状況

本人は、既婚歴はなく、長期に渡り単身生活をしている。父、母は既に亡くなっており、兄（5 8）が本人の出身県である M 県に在住。電話連絡や帰省など行き来はあっているとのこと。

(4) 生活歴

出生時 M 県で、出生。すでに片足に障害があった。
2 才 高熱にて脳性マヒとなり、両下肢が不自由となった。6 才までつかまり立ちしかできなかった。
8 才 2 年遅れて、小学校は 2 年入学。中学校 1 年時に授業についていけず、特殊学級に変わった。
1 7 才 中学校卒業
M 県身体障害者職業訓練入校
1 8 才 N で就職（陶器の吹きつけの仕事）
2 6 才 K 県身体障害者訓練校入校
2 7 才 R 市で就職（印鑑）
2 8 才 職を求めて当市へ、タクシーの配車係等、職を転々とする。
3 4 才 一旦 M 県に戻る。
4 3 才 K 県で就職（下請けの仕事）
4 8 才 当市に転居
4 9 才 地域で出会ったラーメン屋店主の店で働き始める。

2、障害者及び家族の要望とニーズ

- 市営住宅の立ち退きの呼び出しが来ているが、どのように対応して良いかわからない。
- 友人に頼まれて借りた消費者金融の取り立てが厳しく困っている。
- 兄と連絡を関係者で取ったところ「弟のことは心配しているが、遠方なので対応が難しいので相談にのってやって欲しい」とのことであった。

3、援助の内容と経過

H 1 2 ラーメン店での仕事内容を確認すると無給で手伝いながら、本人の障害基礎年金が振り込まれる通帳は店主の長女が管理している状況であり、本人には毎日、長女宅の犬の散歩をした後に 5 0 0 円を渡されているといった状態であった。
そのため、国民保険料、市営住宅の家賃も滞納している状態が続いていた。市営住宅の滞納については、文書による督促が何度も行われていたが、文

面の内容が理解できないため結果的に放置しているといった形になっていた。また、飲み屋の店主に頼まれ断り切れずに、本人名義で消費者金融から20万円を借りて、店主に渡したものの結果的には戻してくれずに、消費者金融から督促で何度も自宅を訪ねてきたとのこと。

H13 療育手帳取得（A3）、市営住宅の家賃の滞納については、再三にわたる市からの督促に応じないために、退去処分の申し立てをされる。しかし、地裁からの呼び出し文書等に対して本人は意味が理解できずに対処できなかった。
本人、区役所職員と相談しながら、ラーメン屋店主の娘から年金の振り込まれている通帳、飲み屋店主に騙されて、消費者金融から借財した20万円を返済すると同時に市営住宅家賃の滞納分にあててを確認した上で、弁護士に相談し、和解の申立を家裁に申し立て、和解成立裁定がおりる。

H14 これまで知り合った人から金銭面で何度も騙されていることもあり、本人に成年後見制度の利用と社会福祉協議会の権利擁護事業の導入を勧め、社団法人成年後見センター・リーガルサポートの社員である司法書士の支援で、補助の申し立てをすることになった。
その後、補助の決定を受けると同時に、権利擁護事業、ホームヘルプサービスを利用しながら単身生活を継続している。

4、評価と事例からの教訓

ラーメン店主、長女は、本人の年金が振り込まれる通帳から多額に流用して本人にはほとんど渡していない状態であった。しかし、関係者の働きかけにより長女から通帳を取り戻した時も本人に被害者意識は無かった。また、市営住宅の強制退去の情報もたまたま得ることができ、関係者の強い働き掛けがなければ強制退去になっていたことが予想される。本人との関わりは、H10年に住環境の整備ということで何度か区役所職員と対応していた。その際にラーメン店主との接触もあり、当時から店主への疑いを持っていたが、当時は関与する術が無かった。

その後、市営住宅の強制退去通告といった事態が、介入する手立てになり、結果としては年金を本人の元へ戻し、強制退去も免れることができたが、疑わしいと受け止めた時点からの関与について、もっと検討すべき点があった。

5、権利擁護等に関する特筆すべき事項

当時は成年後見センターも設置されておらず、法律相談等は区役所で月1回開催される「高齢者・障害者無料法律相談」などを利用する他に無かった。現在は後見センターや権利擁護センターとの協力の下、総合的な判断や取り組みができるようになり、結果的にスピーディに対処できるようになってきている。

Ⅲ 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
坂本洋一	障害者ケアマネジメント（概論）	障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会	障害者相談支援従事者初任者研修テキスト	中央法規出版	東京	2006年	P.150～P.169

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
坂本洋一	障害者のケアマネジメント・プロセス（8）～障害程度区分の認定後から支給決定まで～	月刊ケアマネジメント	Vol.17, No.8	P.42～P.45	2006年
坂本洋一	障害者のケアマネジメント・プロセス（9）～支給決定後の相談支援～	月刊ケアマネジメント	Vol.17, No.9	P.50～P.53	2006年



障害者の ケアマネジメント・プロセス(8)

—— 障害程度区分の認定後から支給決定まで ——

前回、障害程度区分と障害福祉サービスについて解説しました。今回は、障害程度区分が認定された後、市町村が支給決定するまでの流れについて触れることにします。

図1 障害者自立支援法における支給決定とケアマネジメントの流れ

